



熊本県公報

号外 第40号
令和5年(2023年)
12月28日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第49号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。
第1条の4第1項を次のように改める。
知事は、条例第3条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる広域本部長に県税の徴収に関する事務を委任する。

税目	委任する広域本部長
個人の県民税	賦課の基準となる日(申告の日又は賦課決定の通知を行った日をいう。以下この条において「賦課基準日」という。)において条例第5条に定める課税地を管轄する広域本部長
事業税	
不動産取得税	
ゴルフ場利用税	
軽油引取税	
固定資産税	
狩猟税	
法人の県民税	賦課基準日において県内の主たる事務所若しくは事業所又は条例第5条第1項第1号に規定する寮等の所在地を管轄する広域本部長
利子等に係る県民税	賦課基準日において特別徴収義務者の住所(法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地。以下同じ。)を管轄する広域本部長(特別徴収義務者の営業所等ごとに申告納入する場合にあっては、当該申告に係る営業所等の所在地を管轄する広域本部長)
特定配当等に係る県民税	賦課基準日において特別徴収義務者の住所を管轄する広域本部長
特定株式等譲渡所得金額に係る県民税	
地方消費税	県央広域本部長
県たばこ税	賦課基準日において納税義務者の住所を管轄する広域本部長
自動車税種別割	賦課基準日において納税義務者又は条例第23条に規定する納税管理人の住所を管轄する広域本部長
鉾区税	賦課基準日において鉾区の所在地を管轄する広域本部長

第1条の4第2項中「知事は、」を「前項の規定にかかわらず、知事は、」に改め、「及び地方消費税」を「(利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、県たばこ税及び自動車税種別割に限る。)」に改める。
第9条の7中「住所を管轄する広域本部長等」を「第1条の4第1項若しくは第2項の規定により徴収に関する事務の委任を受けた広域本部長又は条例第3条第1項の規定により徴収に関する事務の委任を受けた自動車税事務所長」に改める。
第10条第2項中「、附則第7条の4第2項」を削る。

第10条の2、第11条、第11条の3の2及び第11条の3の4中「住所を管轄する広域本部長等」を「第1条の4第1項若しくは第2項の規定により徴収に関する事務の委任を受けた広域本部長又は条例第3条第1項の規定により徴収に関する事務の委任を受けた自動車税事務所長」に改める。

第22条中「附則第7条の4第1項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第33条の3の4の見出し中「等」を削り、同条第2項を削る。

第34条の2の2の見出し中「等」を削り、同条第2項を削る。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第4条関係)

一般会計 振替口座	県税	個人県民税及び森林環境税領収証		加入者
払込市町村名		様		
県 歳 入	税	年 月 日	から	の収入分
県 ID	システム区分	納税者番号	税日	消込枝番(◆)
払込 県 民 税 及 び 森 林 環 境 税				
払込年度		課税年度		
本 税				
延滞金				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重加算金				
合計額				
上記の金額を領収しました。				
				領収日付印

一般会計 振替口座	県税	個人県民税及び森林環境税払込書		加入者
払込市町村名		様		
県 歳 入	税	年 月 日	から	の収入分
県 ID	システム区分	納税者番号	税日	消込枝番(◆)
払込 県 民 税 及 び 森 林 環 境 税				
払込年度		課税年度		
本 税				
延滞金				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重加算金				
合計額				
上記の金額を払い込みます。				
				領収日付印

一般会計 振替口座	県税	個人県民税及び森林環境税領収済通知書		加入者
払込市町村名		様		
県 歳 入	税	年 月 日	から	の収入分
県 ID	システム区分	納税者番号	税日	消込枝番(◆)
払込 県 民 税 及 び 森 林 環 境 税				
払込年度		課税年度		
本 税				
延滞金				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重加算金				
合計額				
上記の金額は領収済であるから通知します。				
				領収日付印
熊本県会計管理者 様				

別記第29号様式から別記第29号の4様式までを次のように改める。

別記第29号の3様式(第19条の5関係)

年度個人県民税の徴収状況に關する報告書

熊本県 広域本部長様

市町村長

年 月 日

熊本県税条例第32条第3項の規定により、個人の県民税の徴収状況を報告します。

区	分	現 年 度		滞 納 繰 越		合 計		取 入 合 歩	備 考
		金 額	税 額	金 額	税 額	金 額	税 額		
県 民 税	調 定 済 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外	%	令和5年度分以前の調定に係る確定あん分率(県民税)(0.) 確定あん分率(県民税)(0.)
	取 入 済 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外	%	
	払 込 済 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	未 払 込 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	滞 納 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	(1)納税交渉中								
	(2)分割納付中								
	(3)差押え・交付要求								
	(4)徴収の猶予中								
	(5)換価の猶予中								
(6)処分の停止中									
市 町 村 民 税	調 定 済 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	取 入 済 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	未 納 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	滞 納 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	(1)納税交渉中								
	(2)分割納付中								
	(3)差押え・交付要求								
	(4)徴収の猶予中								
	(5)換価の猶予中								
	(6)処分の停止中								
森 林 環 境 税 (国 税)	調 定 済 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		確定あん分率(森林環境税)(0.)
	取 入 済 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	未 納 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	滞 納 額	税 額	税 外	税 額	税 外	税 額	税 外		
	(1)納税交渉中								
	(2)分割納付中								
	(3)差押え・交付要求								
	(4)徴収の猶予中								
	(5)換価の猶予中								
	(6)処分の停止中								

(注) 1 この報告は、毎年5月31日(滞納繰越分にあつては、3月31日)現在の徴収状況とします。
 2 収入済額は、納税者から徴収した金額(1に掲げる日までに徴収した総額で未払込みのものを含む。)をいいます。
 3 収入済額には、滞納繰越額を含みません。
 4 未払込額は、1に掲げる日までに徴収した金額で滞納繰越分となるものをいいます。
 5 滞納額のうち、(1)の納税交渉中とは、滞納額のうち(2)～(6)に計上していないものをいいます。

別記第29号の4様式(第19条の6関係)

年度個人県民税徴収取扱費概算・精算計算書					
					年 月 日
熊本県 広域本部長 様		市町村長			
熊本県税条例第35条第2項の規定により、個人の県民税の徴収取扱費の計算書を提出します。					
区 分	基 数 (A)	乗 数 (B)	徴収取扱費等 (C) = (A) × (B)		
(1) 当該年度に賦課決定した納税義務者数に係るもの	納税義務者数 人	政令で定める額 円	円		
(2) 平成18年度以前賦課決定分の通知書数に係るもの	通知書枚数 枚	60円	円		
(3) 平成18年度以前賦課決定分の払込額に係るもの	払込額(ア)	本 税	円	/	
		税 外	円		
		計	円		
	控除額(イ)	本 税	円	/	
		税 外	円		
		計	円		
(ア) - (イ)	本 税	円	/		
税 外	円				
計	円	7/100	円		
(4) 歳出還付した個人県民税の過誤納額 上段：令和5年度分以前の調定に係るもの 下段：令和6年度分以後の調定に係るもの	市町村の歳出還付額	按分率	円		
	円		円		
(5) 過誤納額に係る還付加算金額 上段：令和5年度分以前の調定に係るもの 下段：令和6年度分以後の調定に係るもの	市町村の還付額	按分率	円		
	円		円		
(6) 個人県民税の納期前納付に対する報奨金額	報奨金額 円	按分率	円		
(7) 所得割から控除しきれなかった県が還付すべき配当割額又は株式等譲渡所得割額			円		
徴収取扱費 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7))					(D) 円
県が今回支払うべき徴収取扱費					
	徴収取扱費の合計額 (D)	既交付額(E)			県が今回支払うべき徴収取扱費 (F) = (D) - (E)
		第1回概算	第2回概算	第3回概算	
金 額	円	円	円	円	円

(記載要領等)

1 この計算書の提出期限及び各区分の基数記載要領は、次のとおり。

	提出期限	基数(A)欄記入要領	
		区分(1)	区分(2)から区分(7)まで
第1回概算	6月20日	当該年度の納税義務者数× 1/3	当該年度払込等に属する4月1日から5月31日までの全払込額等
第2回概算	10月20日	当該年度の納税義務者数× 2/3	当該年度払込等に属する4月1日から10月10日までの全払込額等
第3回概算	3月20日	当該年度の納税義務者数	当該年度払込等に属する4月1日から3月10日までの全払込額等
精 算	翌年度の 6月20日	当該年度の確定納税義務者 数	当該年度払込等に属する全払込額等

2 (1)は、地方税法(以下「法」という。)第47条第1項第1号に掲げる金額を算定するもので、(A)欄には、当該年度に賦課決定した納税義務者数(既に賦課決定していた税額を変更するものを除く。)を記載し、(B)欄には、地方税法施行令(以下「政令」という。)第8条の3に定める金額を記載すること。

3 (2)及び(3)は、平成18年度改正法附則第5条第9項により従前の例によることとされている平成18年度以前の賦課決定分(平成19年4月・5月の特別徴収分を含む。以下同じ。)に係る徴収取扱費を計算するもの。

4 (3)(ア)は、平成18年度以前賦課決定分に係る県への払込額((イ)を含む。)を、(イ)は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)附則第8条の規定による改正前の地方税法第48条第6項の規定により県が徴収して市町村へ払い込んだ県民税と市町村民税の合計額に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和4年政令第300号)附則第4条の規定による改正前の地方税法施行令(以下「旧政令」という。)第8条第10項に規定する按分率を乗じて得た額を記載すること。

5 (4)及び(5)は、法第47条第1項第2号及び第3号に掲げる金額を算定するもので、(A)欄には同法第17条又は第17条の2の規定によって市町村が、還付し、又は充当した金額(歳出還付した金額に限る。)及び同法第17条の4の規定によって市町村が加算した過誤納金に係る還付加算金の金額を、令和5年度分以前の調定に係る金額又は令和6年度分以後の調定に係る金額に区分して記載すること。

6 (6)は、法第47条第1項第4号に掲げる金額を算定するもので、(A)欄には法第321条第2項の規定によって市町村が交付した報奨金の額を記載すること。

7 (4)、(5)及び(6)の(B)欄には、令和5年度分以前の調定に係るものについては旧政令第8条第1項から第4項までに規定する按分率を、令和6年度分以後の調定に係るものについては政令第57条の4の2第1項から第4項までに規定する按分率をそれぞれ記載するが、具体的には次の按分率によること。

	算定に使用する按分率
第1回概算	前年度の確定按分率(前年度の3月31日現在によって算定した率)
第2回概算・第3回概算	特定按分率(当該年度の最初の納期限の末日現在によって算定した率)
精算	確定按分率(当該年度の3月31日現在によって算定した率)

8 (7)は、法第47条第1項第5号に掲げる金額を算定するもので、(C)欄には法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を市町村が還付し、充当した場合における当該控除することができなかつた次の金額を記載すること。

(7)(C)欄記載額=「県が負担して還付すべき額を市町村が肩代わりして還付・充当するもの」-「市町村が負担して還付すべき額を県税に充当するもの(県の収入が目減りするもの)」

9 徴収取扱費額の円未満の額は、切り捨てること。

- 別記第46号の2の7様式を次のように改める。
- 別記第46号の2の7様式 削除
- 別記第52号の2様式を次のように改める。

別記第52号の2様式(第39条の2の2関係)



年度 狩猟税申告書

整理番号 第 号

年 月 日

熊本県 広域本部長 様

住 所 _____
氏 名 _____
職 業 _____ 電話番号 _____

免許の種類	税率の区分	登録の種類				
		当該年度の道府県民税の所得割額の納付の有無等	県内全域の登録	許可捕獲等を行った者等に係る狩猟者の登録(※)	放鳥獣猟区のみ登録	放鳥獣猟区のみ登録を受けていた者が受ける県内全域の登録
第一種銃猟免許	1号	①所得割額の納付を要する者 ②所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)	円 16,500	円 8,200	円 4,100	円 12,300
	2号	③所得割額の納付を要しない者(②に該当する者を除く。) ④所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事している者	11,000	5,500	2,700	8,200
網わな猟免許	3号	⑤所得割額の納付を要する者 ⑥所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)	8,200	4,100	2,000	6,100
	4号	⑦所得割額の納付を要しない者(⑥に該当する者を除く。) ⑧所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事している者	5,500	2,700	1,300	4,100
第二種銃猟免許	5号	⑨第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	2,700	1,300	4,100

証紙を貼るところ(該当する税額に相当する証紙を当欄に貼り付けて納付してください。)

注意 証紙は、熊本県の証紙を貼り付けてください。

証紙は、消印しないでください。

- 注 1 申告者は、太線枠内の該当するものを○で囲んでください。
 2 第一種銃猟免許、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人で、2号又は4号の税率の適用を受ける人は、市町村長の証明を受けてください。
 3 なお、職業については、狩猟者の登録申請書に記載した職業を申告書右上の職業欄に記入してください。
 (※)熊本県税条例附則第13条の3第1項又は第2項の規定により軽減税率が適用される狩猟者の登録に限ります。

証明欄 申告者は、次の()であることを証明します。
 1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。)
 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者
 年 月 日 市町村長 印

証明欄 狩猟税の申告のため、上記証明欄()であることを証明願います。
 年 月 日 住所 氏名 印
 市町村長 様 氏名 印 世帯主の氏名 世帯主との続柄

該当者 2号又は4号の税率の適用を受ける人は、次のいずれかに該当する者です。
 ・ 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者で同一生計配偶者又は扶養親族以外のもの(証明欄 1)
 ・ 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族(証明欄 1)
 ・ 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事しているもの(証明欄 2)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 (1) 別記第7号様式、別記第29号様式、別記第29号の2様式、別記第29号の3

様式及び別記第29号の4様式の改正規定並びに附則第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 別記第52号の2様式の改正規定 令和6年4月1日
(個人の県民税に関する規定の適用)

2 改正後の熊本県税条例施行規則(以下「新規則」という。)別記第7号様式、別記第29号様式、別記第29号の2様式、別記第29号の3様式及び別記第29号の4様式の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 新規則第10条第2項及び第22条の規定は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

4 熊本県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年熊本県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号)」と」の次に

「、同規則第1条の4第1項の表中

個人の県民税	賦課の基準となる日
事業税	った日をいう。以下
不動産取得税	う。)において条例
ゴルフ場利用税	域本部長
軽油引取税	
固定資産税	
狩猟税	

(申告の日又は賦課決定の通知を行うこの条において「賦課基準日」とい第5条に定める課税地を管轄する広

とあるのは

個人の県民税	賦課の
事業税	った日
不動産取得税	う。)
ゴルフ場利用税	域本部
軽油引取税	
固定資産税	
狩猟税	
産業廃棄物税	

基準となる日(申告の日又は賦課決定の通知を行をいう。以下この条において「賦課基準日」といにおいて条例第5条に定める課税地を管轄する広長

と」を加える。